

令和 7 年 3 月 14 日
航空局安全部安全政策課

航空従事者に対する航空法に基づく行政処分について

航空従事者 1 名に対して、航空法第 30 条に基づく行政処分を行いました。

1. 操縦士 A

(1) 事案の概要

令和 7 年 1 月 7 日、操縦士 A は機長として乗務した際、運航規程附属書において、『乗務員は、一連の飛行前において、アルコール検査を行い、酒気帯びの有無を確認する。』と規定されているにもかかわらず、乗務前アルコール検査の実施を失念した。

また、運航規程附属書において、『乗務員は、飛行勤務開始前 12 時間以内に飲酒を行った場合、飛行勤務を行ってはならない。』と規定されていることを認識していたにもかかわらず、飛行勤務開始前 12 時間以内に飲酒を行った。

さらに、操縦士 A は会社の聴取に対して虚偽の説明を行い、飛行勤務開始 12 時間以内の飲酒の事実の隠ぺいを図った。

操縦士 A の行為は、航空法第 30 条第 2 号に規定する航空従事者としての職務を行うに当たっての非行に該当するものである。

(2) 処分内容

操縦士 A に対して、30 日間の航空業務停止（行政処分）

【問い合わせ先】

航空局安全部安全政策課

電話：03-5253-8111

担当：課長補佐 菅（内線 50137）

専門官 赤塚（内線 50312）